

令和5年度 平戸市地域おこし協力隊候補者募集要領

平戸市は、古くから開かれた古都であり、遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、大航海時代には、アジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として、人、物、情報などが集まり文化発祥の地として栄えた市です。

平戸市大島村（地区）は離島で、人口は942人（令和5年1月1日現在）です。島外からの交通手段としては、平戸中心部の平戸湾と大島を結ぶフェリーが1日5便運航されています。

島は起伏が激しく、ほとんどが丘陵地ですが「大根坂の棚田」や「大賀断崖」など豊かな自然に恵まれています。

歴史的には、古くから海上交通の要衝として開け、国選定重要伝統的建造物群保存地区となっている神浦港周辺は、歴史を感じさせる江戸期から昭和初期の町家が立ち並んでいます。また、スギ花粉の飛散量が少なく本土からの飛来もほとんどなく、花粉症の方には癒しの島となっています。

島の産業は、農漁業を主とした第1次産業が中心で、農業においては、畜産（繁殖牛）、葉たばこ、水稻などを組み合わせた複合経営であり、漁業においては、定置網漁やイカ釣り・一本釣りなどの沿岸漁業が主となっています。

今後の大島の農業振興策の重点的な取り組みとして畜産振興を推進しているところですが、離島農業の担い手は高齢化や後継者不足により減少傾向にあり、農家全体に占める専業率も同様の傾向にあることから、担い手不足が大きな課題となっています。その一方で農家は省力化のため機械を導入するなど労力の軽減を図っていますが、マンパワー不足は顕著になっています。このような状況から、次のとおり地域おこし協力隊を募集します。

1 地域おこし協力隊の設置目的

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域の活性化を図っていくことを目的としています。

2 募集人員

地域おこし協力隊 1名

3 業務概要

(1) 事業名

平戸市大島地区和牛ヘルパー事業支援業務

(2) 業務内容

牛の飼養管理技術の習得と、担い手として就農を目指し、平戸市大島地区の畜産（和牛）農家の牛舎等において、和牛ヘルパーとして牛の飼養管理や飼料確保に係る作業を行う。

和牛ヘルパーの業務内容は次のとおりとする。

- ・飼料給与に関すること（濃厚飼料・牧草・稲わら等の給与、哺乳）
- ・牛舎清掃と除糞に関すること
- ・一般管理に関すること（牛の健康状態チェック及び畜主への連絡等）
- ・せり市への引出しに関すること
- ・その他、牛の飼養管理、飼料確保に関すること
- ・大島地区和牛ヘルパー事業に係る事務に関すること
- ・その他、活動終了時の起業・就業のために必要な活動

4 募集対象

- (1) 令和5年4月1日時点で20歳以上、60歳以下の方。性別は問いません。
- (2) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- (3) 申込み時点において、生活の拠点が3大都市圏（条件不利地域を除く）またはその他の政令指定都市（条件不利区域を除く）にあって、住民登録があり、任用後に平戸市へ住民票を異動することができる方

※住民票の異動については、事前に市と協議すること。

※住所要件について、詳しくは、総務省地域おこし協力隊のホームページをご覧ください。
ただか、下記の「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①から⑦のいずれかに該当する地域とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。

- (4) 地域住民等と積極的にコミュニケーションを図り、地域振興に精力的に取り組むことができる方
- (5) 普通自動車運転免許証を保持しており、日常的な運転に支障のない者
- (6) パソコン（文書作成、表計算など）の一般的な操作ができる者
- (7) 活動期間終了後も平戸市に定住する意欲のある者
- (8) 地方公務員法第16条に掲げる下記の欠格条項に該当しない者
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②平戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(9) その他市長が必要と認める資格・要件を有する者

5 勤務条件等

雇用形態	平戸市会計年度任用職員（パートタイム）の身分となります。
雇用任期	任用の日から当該年度の末日 ※任用予定日：令和5年8月からを予定 (前職の都合で任用予定日に着任できない場合、任用日は柔軟に対応できます。) ※年度ごとに勤務成績等を勘案し、再度の任用の可能性あり（着任日から最長3年）
勤務場所	平戸市大島村前平 1840 番地 1 平戸市役所大島支所、各農家
勤務日数 及び勤務 時間	4 週を超えない期間の内、週 30 時間を基準として勤務していただきます。 ※勤務によっては週 30 時間を超過する場合があります。
報 酬	月額 182,400 円を予定
待遇・ 福利厚生	(加入保険等)健康保険、厚生年金、雇用保険 (住 居)住居については斡旋し、家賃は平戸市が負担します。 (活動経費)活動に必要な備品(活動車両・執務用パソコン)は貸与します。 ※生活用備品や住居の光熱水費、共益費等は隊員本人がご負担ください。 ※拠点となる事務所までの交通手段(自家用車等)は、隊員本人がご用意ください。

6 居住要件

- (1) 居住地域については、勤務場所周辺に居住をお願いします。
- (2) 居住物件については、民間の住宅等を市で借り上げ提供します。ただし、転居に係る費用、生活備品等は個人負担とします。

7 応募手続

(1) 応募受付期間

募集開始時 ～ 令和5年6月30日(金)

(2) 提出書類

書類は事前に、「平戸市役所企画財政課移住・定住政策班」まで郵送、または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- ①平戸市地域おこし協力隊応募用紙
- ②平戸市地域おこし協力隊活動目標
- ③住民票抄本

(3) 応募先（お問い合わせ先）

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3
平戸市役所 企画財政課 移住・定住政策班
T E L : 0950-22-9105
メール : teiju@city.hirado.lg.jp

8 選考

(1) 第 1 次選考

書類選考により、結果を令和 5 年 7 月上旬までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者については、面接による第 2 次選考を令和 5 年 7 月中に平戸市にて実施する予定とします。

第 2 次選考の詳細は、第 1 次選考結果を通知する際に合格者へお知らせします。

※応募に係る経費(書類申請費用及び面接時の交通費の一部)は応募者の自己負担となります。平戸市では、第 2 次選考へ参加する方へ地域おこし協力隊募集説明会参加費助成金を創設し、3 万円を限度として交通費等を助成します。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、第 2 次選考者全員に文書で通知します。

9 その他

募集に関してのご質問などは、上記問い合わせ先にご確認ください。